

新制度の免除と経過措置の関係

新制度の免除と経過措置の関係の具体的な考え方は、下表のとおり。

令和元年度前期または後期の免除実績	新制度の免除区分	経過措置による免除
全額免除	全額免除	追加支援無し
	2 / 3 免除	1 / 3 を追加免除
	1 / 3 免除	2 / 3 を追加免除
	免除なし	全額免除
半額免除	全額免除	追加支援無し
	2 / 3 免除	追加支援無し
	1 / 3 免除	1 / 6 を追加免除 (※)
	免除なし	半額免除
免除不許可	新制度の免除区分にかかわらず、原則として経過措置の対象外 (令和元年度不許可になったことについて特に考慮すべき事情がある場合は、経過措置による免除の対象とする)	

(※) $2 / 6 + 1 / 6 = 3 / 6 = 1 / 2$ (半額)